

情報公開制度

平成12年度の開示請求は14件

情報公開制度は、市が持っている情報（行政文書）を市民の皆さんからの請求により公開（開示）しようとする制度です。

二年目となる十二年度は、開示請求が十四件ありました。このうち、文書の全部を開示したのが九件、個人の氏名などが公開できない部分を除いて部分開示したのが五件でした。また、できるかぎり開示するよう努めることとなっている九年度以前の文書についても、開示の申し出が一件あり、開示しています。

十三年度からは、大館市土地開発公社、財団法人大館市文教振興事業団及び社会福祉法人大館市社会福祉事業団の情報公開が実施されます。

☎ 総務課 49-3111（内線260）

平成12年度中の開示請求の状況

開示請求のあった課	請求件数	開示状況			主な請求内容
		開示	部分開示	不開示	
市長事務部局					
企画部地域振興課	1	1			ごみ処理事業のPFIに関する資料
総務部総務課	3	2	1		市長交際費ほか
市民部生活環境課	1		1		土壌処理についての事前協議に関する文書
建設部都市開発課	2	2			都市計画街路事業で設置した振動計ほか記録ほか
教育委員会	3	1	2		教科図書採択に関する文書ほか
議会	4	3	1		議長交際費ほか
計	14	9	5		

請求から開示までのしくみ

情報公開請求窓口
担当課へ請求書を送付

開示の相談・受け付けをします

開示の通知
開示するかどうかを決定します

情報公開請求窓口
不開示・部分開示を通知

納得

不満

閲覧・写しの交付ができます

諮問
意義申し立てができます

情報審査会
答申
審査会の答申を尊重してお答えします



家電リサイクル法が
施行されました

市長リポート

No. 225

四月から家電リサイクル法が施行され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの処分が有料になりました。家電製品は、収集に手間がかかるといわれていました。その反面、リサイクルが可能な資源を多く含んでいることから、リサイクル体制の整備が必要と考えられていました。この法律により、上手にリサイクルされることでごみ問題や地球環境問題が改善され、また資源の有効利用も期待できます。市では、三月に最後の回収を行い、多くのご利用をいただきましたが、今後はこの新ルールに沿って処分していただきたいと思えます。

本市でも、リサイクル産業への取り組みの一つとして、(株)エコリサイクルによる家電のリサイクルが始まっています。中でもテレビの場合は、これからデジタル化が進みますと、買い替えによって処理台数が大幅に増加することが予想されます。

ところで、処理が有料化されたことで懸念されるのは、不法投棄の問題です。とはいえ、今後は家電製品をだれがどこで買ったか、そしてどう処分したかの履歴がはつきり分かるようなシステム作りが進むことと思えます。ものの流れが明解な社会へ変わりますと、不法投棄はなくなるはずですが。

でも、皆さんの出した廃家電がどのように処理されているのか、また、それによって環境への負荷がどれほど軽減されているのかを皆さんに知っていただくことが最も大切です。このため、小学生から一般の皆さんまで処理の過程を見学いただき、また、的確な情報を伝えていきたいと思えます。この関係をイソップ物語の「北風と太陽」で言い替えるなら、家電の履歴をしっかりと調べ不法投棄を抑制する「北風」と、皆さんに施設を見学し、勉強していただく「太陽」。皆さんの理解があつて、はじめてリサイクル社会は成り立ちます。

小畑 元